

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団千早赤阪水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和2年9月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
千早赤阪 第6号	タナカ理研株式会社 田中 成和	富田林市西板持町一丁目86番地	令和2年9月1日	令和7年9月29日
千早赤阪 第15号	有限会社三和工業所 植木 謙一郎	富田林市甲田二丁目7番10号	令和2年9月1日	令和7年9月29日
千早赤阪 第12号	株式会社大起建設 阪口 悦男	富田林市常磐町13番29号	令和2年9月1日	令和7年9月29日